

令和2年4月30日

保護者 様

京都府立城陽支援学校

校長 湯川 正雄

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業の延長について

日頃は本校の教育に御理解をいただきありがとうございます。

京都府の緊急事態措置による施設の使用制限をふまえ、現在、すべての府立学校において、5月6日（水）まで臨時休業としていますが、感染収束の見通しが確実にないことに加え、ゴールデンウィーク後の状況を見極める必要もあることから、京都府教育委員会においては府立学校の臨時休業期間が延長されることとなりました。

本校においても、これに準じて下記のように対応しますので、御理解・御協力をお願いいたします。

記

1 臨時休校期間について

令和2年5月7日（木）～5月31日（日）

なお、休業期間については、地域の感染状況を踏まえ、短縮や延長を行うことがあります。休業期間終了の確定または変更について、決定次第連絡します。併せて本校のホームページにてお知らせします。

2 児童生徒への指導について

家庭における学習課題につきましては、個々に応じた課題を提供できるように努めます。

3 休業期間中の各家庭との連絡について

(1) 各家庭への学校からの連絡事項は、電話やオクレンジャー、ホームページにて行います。オクレンジャーが未登録の方は、登録手続きをお願いします。また、どうしても難しい場合は、担任に御連絡ください。

(2) 生徒、御家族の健康状態に十分に御留意いただき、不要な外出は控えていただきますようお願いいたします。

また、**発熱が続くなど、新型コロナウイルス感染が疑われる場合には、医療機関で受診いただくとともに、必ず学校に連絡をお願いします。**（17時以降と休日は、留守番電話にメッセージを入れてください。）

4 臨時休業期間中の自宅での健康管理について

(1) **手洗いや咳エチケット（マスクの着用等）**などの基本的な感染症対策をお願いします。

(2) **朝晩、検温するなど、健康観察**に努めてください。

(3) **発熱が続くなど新型コロナウイルス感染の疑いがある場合は、主治医等に相談いただくとともに学校へ連絡をお願いします。**

5 特に、次の症状がみられる場合は、直接、医療機関を受診せず、事前に府の専用相談窓口まで御相談ください。相談された場合、結果を学校までお知らせください。

- (1) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合（基礎疾患等のある場合は2日程度続く場合）
- (2) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

専用相談窓口、帰国者・接触者相談センター

電話番号：075-414-4726（受付時間：平日・土・日・祝日 24時間対応）

6 臨時休業期間中の生徒の受け入れについて

以下のように、学校において生徒の受け入れを行います。

(1) 受け入れの要件

次の要件を満たす生徒を対象とします。

ア 自宅にて生徒一人で過ごせない、福祉サービス等で居場所が確保できない場合

イ 本人及び家族に発熱等の風邪症状がないこと

(2) 期 間 令和2年5月7日（木）から5月29日（金）まで

(3) 受入時間 9時から11時30分まで

(4) 登校方法 自主通学

(5) 申し込み方法 生徒の居場所を確保できない場合は、5月1日（金）以降の9時から15時までの時間帯に学校への電話によって副校長に申し込んでください。依頼の理由、希望する日時等を聞き取らせていただきます。

(6) 生徒の活動 授業は行いません。教室にてプリント学習等を行います。

(7) 持ち物 水筒、筆記用具、交通費（定期券等）

(8) その他 御不明な点は、副校長までお尋ねください。

7 教職員の在宅勤務について

臨時休業期間に合わせ5月31日（日）まで、引き続き教職員を3つのグループに分け、交代で勤務することになります。このため、学校に御連絡いただいた折、担当の教職員が在宅勤務中の場合があり、その場で対応ができないことがございますが、出勤している教職員が用件をうかがい、必要に応じて担当の教職員と相談の上、折り返し連絡させていただきますので、御理解願います。

京都府立城陽支援学校

電話 0774-53-7100 担当：副校長 大政 勉